

幸手市立権現堂川小学校 学校運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、幸手市教育委員会規則第9号に基づき、幸手市立権現堂川小学校に設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 協議会は学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、幸手市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限及び責任の下、保護者、地域住民等の学校運営への主体的な参画並びに支援及び協力を促進することにより、学校、保護者、地域住民等との間の信頼関係を深め、地域の学校としての運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むことを目的とする。

(委員)

第3条 協議会の委員は15名以内とし、次に掲げる者のうちから校長が推薦し、教育委員会が任命する。

- (1)本校に在籍する児童の保護者
- (2)本校通学区域内の地域住民
- (3)本校の運営に資する活動を行う者
- (4)本校校長及び職員
- (5)教育委員会事務局職員
- (6)学識経験者
- (7)その他、校長が適当と認める者

2 協議会に、委員の中から会長及び副会長を置く。

3 会長は、校長と協議して会議を招集し議事を進行する。会長が不在となった場合、副会長がその職務を行う。

3 委員は、やむを得ず職を辞退することができる。

4 委員に欠員が生じたときは、校長が推薦し、教育委員会が新たな委員を任命することができる。

5 委員の任期は1年とし、最長5年とする。再任は妨げない。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 校長は、次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする

- (1)学校の教育目標及び経営計画に関すること。
- (2)教育課程の編成に関すること。
- (3)その他の学校運営に関すること。(組織、予算、施設設備の管理運営)

2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

(学校運営等に関する意見の申出)

第5条 協議会は、学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、第2条に定める協議会の目的を踏まえ、学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ校長の意見を聴くものとする。

(学校運営等に関する評価)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(情報提供)

第7条 協議会は、学校の運営について、保護者、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう情報提供に努めるものとする。

(守秘義務等)

第8条 委員は、幸手市の規定する非常勤特別職の身分を有する。このため、地方公務員法に従い、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

(3) その他協議会及び学校の運営に著しく支障を来たす言動を行うこと。

3 教育委員会は、上記に違反した者を解職することができる。

(議事)

第9条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

3 協議会の議決事項について、利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、学校において処理する。

(運営に必要な事項等)

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、協議会が別に定める。

(附則)

この規則は、令和元年6月7日から施行する。

権現堂川小学校運営協議会規則（案）新旧対照表

改正前	改正後
<p>第1条（目的） 家庭・学校・地域が一体となって子どもの教育に取り組み、よりきめ細やかで質の高い教育活動と地域に開かれた学校を実現することを目的とする。</p> <p>第2条（運営） 本協議会は、権現堂川小学校の運営について、学校長の学校経営方針の下に、保護者や地域住民の学校教育活動への主体的な参画促進や連携強化を図り、教育活動の充実及び学校力を生かしたものとする。</p> <p>第3条（活動） 本協議会は、次の事項について家庭・学校・地域の相互理解を深め、家庭・学校・地域の教育力の向上に取り組むものとする。 また、家庭や地域住民の意見を反映させた学校運営に努め、市教育委員会に対しては学校長を通じ、学校教育環境の充実について意見を述べるができるものとする。 （1）学校経営方針や教育課程について （2）保護者や地域住民による学校支援について （3）学校評価について （4）学校施設の管理及び整備について （5）その他、委員長の必要と認める内容について</p> <p>第4条（委員） 本協議会は、次の者によって委員会を構成し、委員は学校長が任命する。 （1）学校長 （2）学校評議員 （3）PTA 代表者</p>	<p>（趣旨） 第1条 この規則は、幸手市教育委員会規則第9号の規則に基づき、幸手市立権現堂川小学校に設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（目的） 第2条 協議会は学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、幸手市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限及び責任の下、保護者、地域住民等の学校運営への主体的な参画並びに支援及び協力を促進することにより、学校、保護者、地域住民等との間の信頼関係を深め、地域の学校としての運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むことを目的とする。</p> <p>（委員） 第3条 協議会の委員は15名以内とし、次に掲げる者のうちから校長が推薦し、教育委員会が任命する。 （1）本校に在籍する児童の保護者 （2）本校通学区域内の地域住民 （3）本校の運営に資する活動を行う者 （4）本校校長及び職員 （5）教育委員会事務局職員 （6）学識経験者 （7）その他、校長が適当と認める者</p> <p>2 協議会に、委員の中から会長及び副会長を置く。 3 会長は、校長と協議し会議を招集し議事を進行する。会長が不在となった場合、副会長がその職務を行う。 3 委員は、やむを得ず職を辞退することができる。 4 委員に欠員が生じたときは、校長</p>

- (4) 自治会等地域代表者
- (5) その他、学識経験者等で
校長が必要と認めた者

第5条(任期)

- (1) 委員の任期は、1年とする。
- (2) 委員は、再任をすることができる。

第6条(役員)

- (1) 本協議会には、委員長1名と副委員長1名を置く。
- (2) 委員長・副委員長は校長が指名する。
- (3) 委員長は、学校長と協議の上、本協議会の議事をつかさどる。
- (4) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が、その職務を行う。

第7条(事務局)

- (1) 本協議会の事務局は、学校に置く。
- (2) 事務局は、教頭、教務がその事務を担う。

第8条(委任)

- (1) この会則に定めるもののほか、本協議会の運営について必要な事項は別に定める。

(附則)

本会則は、平成27年7月21日より施行する。

が推薦し、教育委員会が新たな委員を任命することができる。

5 委員の任期は1年とし、最長5年とする。再任は妨げない。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 校長は、次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする

- (1) 学校の教育目標及び経営計画に関すること。
- (2) 教育課程の編成に関すること。
- (3) その他の学校運営に関すること。

(組織、予算、施設設備の管理運営)

2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

(学校運営等に関する意見の申出)

第5条 協議会は、学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べるることができる。

2 協議会は、第2条に定める協議会の目的を踏まえ、学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、教育委員会に対して意見を述べるることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ校長の意見を聴くものとする。

(学校運営等に関する評価)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(情報提供)

第7条 協議会は、学校の運営について、保護者、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう情報提供に努めるものとする。

(守秘義務等)

第8条 委員は、幸手市の規定する非常勤特別職の身分を有する。このた

め、地方公務員法に従い、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

(3) その他協議会及び学校の運営に著しく支障を来たす言動を行うこと。

3 教育委員会は、上記に違反した者を解職することができる。

(議事)

第9条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

3 協議会の議決事項について、利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、学校において処理する。

(運営に必要な事項等)

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、協議会が別に定める。

(附則)

この規則は、令和元年6月7日から施行する。